

自治体における防災・減災のための事業に対する  
国の財政支援を求める意見書（案）

地方自体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和 40 年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後 30～50 年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ 6 万の橋のうち 89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 9 月 25 日

嘉 麻 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
文部科学大臣 殿